

## 富山県不法処理防止連絡協議会からのお知らせ

### 廃棄物の野外焼却の禁止について

近年、県内では、火災の発生や煙による近隣住民からの苦情など、野外焼却が社会問題となつています。このため、県や市町村、当協会等で構成する「富山県不法処理防止連絡協議会」では、今年度新たに9月を野外焼却重点監視期間に設定し、監視パトロールや広報活動を実施することにしました。

当協会では、これまで機関誌等により野外焼却の禁止を呼びかけてきたところですが、会員各位には、従業員等関係者に対し以下の内容を周知徹底下さるようお願いします。

#### ○野外焼却の禁止

野外焼却は、適法な焼却施設（※）以外で廃棄物（ごみ）を燃やすことを言います。野外焼却は地面で直接焼却を行う場合だけでなく、ドラム缶やブロック囲い等、法律で定められた構造基準を満たしていない焼却炉での焼却行為なども含まれ、一般家庭でのごみの焼却は野外焼却に該当することが多いと考えられます。

また、野外焼却は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において禁止されています。

違反すると、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金（法人は3億円以下）または、その両方が科せられることがあります。また、産業廃棄物処理業許可の取消処分を受けることもあります。

#### ○野外焼却禁止の例外

野外焼却は原則禁止となっておりますが、公益上若しくは社会の習慣上やむを得ないもの又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微な下記の場合においては例外とされています。

- (1) 国又は地方公共団体でその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- (2) 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- (3) 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- (4) 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- (5) たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの

※例外であっても、むやみに焼却してよいというわけではありません。風向きや場所によっては付近住民への迷惑となりますので、その場合は焼却をやめるなどの十分なお配慮をお願いします。

#### ※ 適法な焼却施設の基準

規模にかかわらず、以下のような基準を満たす焼却炉でなければ焼却できません。

